

特別徴収税額の納期の特例について

(地方税法第 321 条の 5 の 2、白石市市税条例第 45 条の 2)

1. この特例の適用を受けることのできる特別徴収義務者は、給与などの支払いを受ける者の人数が、(臨時雇用を除き) 常時 10 人未満である事業所等です。
2. この特例の承認を受けた場合には、下表に記載した期間の給与所得及び退職所得について特別徴収した市・県民税を、それぞれ下表右欄に掲げる納期限までに納付することができます。

期 間	納 期 限
6 月から 11 月 までの徴収分	12 月 10 日
12 月から 翌年 5 月 までの徴収分	翌年 6 月 10 日

※1 納期限が土・日曜、祝日に当たる場合は翌日とその納期限となります。

※2 申請を行った月より前の月の納期限は変更となりません。

3. 納期の特例について、承認を受けていた特別徴収義務者は、給与などの支払いを受ける者の人数が 常時 10 人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

申請書の書き方

1. 指定番号、提出日、住所、氏名(事業所名)を記入してください。
2. 「1. 申請の日前 6 ヶ月間に給与の支払いを受ける者の人員数」は、申請する日(提出日)から前 6 ヶ月間の各月末の人員数を記入してください。
※1 白石市から課税されない方も含んだ数(全従業員数)をご記入ください。
※2 繁忙期などで、臨時雇用された方は対象といたしません。
3. 「2. 滞納の理由」「3. 取り消された年月日」「4. その他」は、該当する場合に限り必要事項を記入してください。
4. 「5. 来年度以降も申請を希望しますか」は、どちらか一方に○を記入してください。「希望します」とされた場合、従業員数が 10 人以上となることや、滞納により承認が取り消されるまでは、毎年申請をせずとも納期の特例が継続されます。

提出先

1. この申請書は、白石市役所税務課市民税係(下記)へ提出してください。
2. 書類審査のうえ、承認または却下の決定を文書により通知いたします。

担 当：白石市総務部税務課市民税係
住 所：989-0292 白石市大手町 1 番 1 号
T E L：0224-22-1313 (内線 133)